

「五等爵制」再考

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石黒, ひさ子 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/1569 |

「五等爵制」再考

石 黒 ひさ子

要旨 本稿は貝塚茂樹の五等爵制に関する論考の再評価を試みたものである。貝塚は『左伝』を用いて五等爵制の起原を考察した。その結果、齊と魯に五等爵制の起原となる三等制がそれぞれ存在していたことが判明した。これが貝塚の論考で最も評価すべき点である。貝塚の考えでは五等爵制の起原は春秋末期の会盟時の序列に存在する。

中国古典の伝統的な見方では「五等爵」は古来より存在したことになる。五等爵制をめぐる初期の研究では、そのような見方が否定され、五等爵制とは戦国期以降に創成されたものと考えられた。しかし国ごとの称号がほぼ一定していることが文献や金文資料から明らかにされた。これにより五等爵制は西周期以来の連続性が議論されるようになり、春秋末期に五等爵制の起原をみる貝塚の見解には注意が払われてこなかった。

ところが暦の画期が明らかになったことで、貝塚の論考へも新たな評価が可能となった。最近の研究から、観象授時暦から暦法計算による暦への画期は戦国中期にあることが判明した。また新しい暦は戦国期の各国ごとに作られていた。この暦の研究から『春秋』、『左伝』、『公羊伝』等文献が戦国中期の編纂物であることもわかった。

貝塚は『左伝』において五等爵制の起原として齊案と魯案という2つの案を発見した。これは既に存在した「称号」を用いて、序列を制度化した案が国ごとに存在したことを意味する。この「称号」から爵位制への変化は、新たな制度が国ごとに見られるという点において戦国中期における暦の変化と類似する。これは戦国中期に「西周以来の伝統」のように見える制度を創り出すという努力が行われたことによる。貝塚の五等爵制の論考はその具体的事例を示すものであった。五等爵制の起原となる制度を貝塚は2案指摘した。暦が国ごとに存在していたように、爵位制度も国ごとに存在していたと考えられる。五等爵制を理解するには、貝塚が指摘した以外の具体的事例についても考察が必要である。

キーワード：五等爵制、『春秋』、『左伝』

はじめに

五等爵制とは何かを論ずるとき、必ず提示されるのが、次の『孟子』万章下と『礼記』王制からの引用である。

北宮錡問云曰、周室班爵祿也如之何、孟子曰其詳不可得聞也、諸侯惡其害己也、而皆去其籍、然而軻也嘗聞其略也、天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子男同一位、凡五等也、君一位、卿一位、大夫一位、上士一位、中士一位、下士一位、凡六等、天子之制地方千里、公侯皆方百里、伯七十里、子男五十里、凡四等。不能五十里不達於天子、附於諸侯、曰附庸。天子之卿、受地視侯、大夫受地視伯、元士受地視子男。大國地方百里、君十卿祿。卿祿四大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士。下士與庶人在官同祿。祿以代其耕也。次國地方七十里、君十卿祿、卿祿三大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士與庶人在官者同祿。祿足以代其耕也。小國地方五十里、君十卿祿、卿祿二大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士與庶人在官者同祿。祿足以代其耕也。(『孟子』万章下)

王者之制祿爵。公侯伯子男凡五等。諸侯之上大夫卿・下大夫・上士・中士・下士凡五等。天子之田方千里、公侯田方百里、伯七十里、子男五十里。不能五十里不合於天子、附於諸侯曰附庸。天子之三公之田視公侯。天子之卿視伯。天子之大夫視子男。天子之元士視附庸。諸侯之下士、視上農夫、祿足以代其耕也。中士倍下士、上士倍中士、下大夫倍上士、卿四大夫祿、君十卿祿。次國之卿三大夫祿、君十卿祿。小國之卿倍大夫祿、君十卿祿。(『礼記』王制)

『孟子』は、北宮錡に問われた孟子が、「其れ詳を聞くを得べからず」、「嘗て其の略を聞く」と伝聞したことでであると断った上で周爵祿について語り始めており、これは『礼記』が「王者之祿爵を制す」と言い切っているのと対照的である。しかし内容には似た点が多いようにも見える。爵祿に関わる内容を図示すると次のようになる。

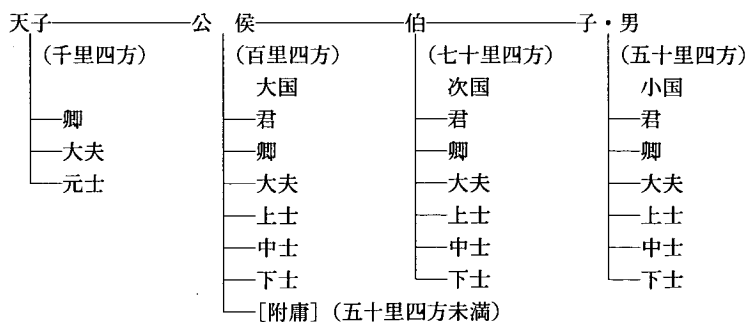


図1 『孟子』万章

「五等爵制」再考

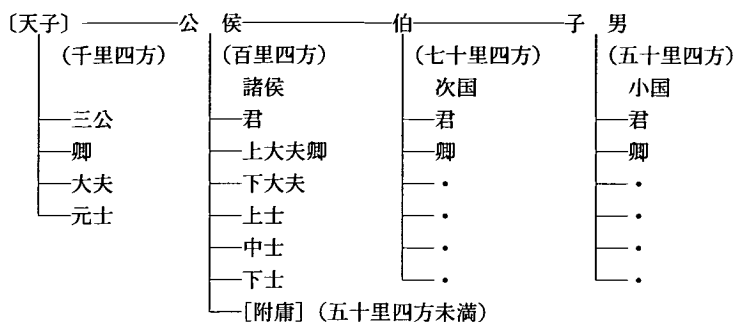


図2 『礼記』王制

爵制について、『孟子』万章は天子・公・侯・伯・子男として、子と男を1つの爵位にし、天子を含めて五等に分けている。これに対し『礼記』王制は公・侯・伯・子・男の天子を含めぬ五等とする。「四方」で表現された領域は『孟子』、『礼記』ともに天子・公侯・伯・子男で区別される。また天子の臣下は『孟子』では卿・大夫・元士の三等、『礼記』では三公・卿・大夫・元士の四等に分かれる。細部に違いはあるが、いずれも「公侯伯子男」を基準としているようにみえる。しかし、この2つの資料を検討した貝塚茂樹は、その比較から爵について異なる2つの理論が含まれていることを早くに看破しているのである⁽¹⁾。

『礼記』王制が公侯伯子男の五等とするのに対し、『孟子』万章は天子を除くと「公・侯・伯・子男」の四等にしかならない。また領域については王制・万章双方とも同様な記載であって、天子を除くと「公侯・伯・子男」の三等制となり、前記の五等或いは四等爵制との間に矛盾を内包している。「天子」が問題となるかにみえる部分だが、貝塚はここで「爵」とは何であるかをまず考え、「爵」は単なる称号ではなく、上下の位級を形成していなければならないという。爵制が上下の位級であることを考慮すれば、王制の五等が最も完成した形である。従って万章の「子男」のように1つの位級に子・男2つの呼称があるのでは、それぞれは称号にしかならず、爵位としては不完全なのである。「公侯」も併せて1つの位級とすると、これも称号としての意味しかない。貝塚が「爵号」と「称号」の違いを明確にしたことは、すぐれた指摘といえよう。

『孟子』万章と『礼記』王制には五等の称号と「公侯・伯・子男」の三等制が併存することを明らかにした貝塚は三等制に着目し、それが『左伝』に如何に現れているかを追求した。だがそこで提起された見解は、その後の五等爵制研究に十分に反映されてはいない。貝塚の結論は『春秋』、『左伝』の成書にも関わる重要な視点を含んでいる。そこで本稿では近年の五等爵制研究史における貝塚の研究の意味を探るとともに、その再評価を試みたい。

一 「五等爵制」研究をめぐって

周王の下の公・侯・伯・子・男の所謂「五等爵」について金文資料を用いて検討した王世民は、西周春秋の爵制研究に関する王国維以来の研究を紹介している⁽²⁾。王国維は爵称の問題を全面的に取り上げることはなかった⁽³⁾が、傅斯年⁽⁴⁾、郭沫若⁽⁵⁾、楊樹達⁽⁶⁾等によって伝統的な五等爵説には否定的な態度が表明された。彼らの研究により天子の下に公・侯・伯・子・男として諸侯が序列化され、五段階の爵位が体系化されていたという解釈は、西周、春秋期における実際の姿とは異なることが明らかにされたのである。これらの研究ではまた古代の爵名は1つに特定されたものではないことが強調され、「五等爵」とは後代の人間によって創成されたものであると考えられた。また王世民は陳槃の研究にも言及している⁽⁷⁾。陳槃は金文資料も含めて列国の爵位等を検討し、その結果やはり諸侯の爵位は一定ではないとみなしている。

しかし、諸侯の称号は全く不定というわけではなく、むしろほぼ一定化していることは瞿同祖によって指摘されている⁽⁸⁾。また陳槃も傅斯年の説に対して次のような異論を呈している⁽⁹⁾。すなわち傅斯年は「五等爵」の公・伯・子・男は家族内の呼称に由来し、侯は武士の意味であって、呼称によって諸国間に序列があったわけではないこと、戦国期に諸国が軍国化する中で本来の呼称の意味とは異なり、序列を示す爵禄となっていたことを指摘した⁽¹⁰⁾。これに対して、陳槃は『春秋大事表』をもとに春秋列国史料を広く収集した結果、爵称は家族内の呼称を起原とすることは正しいが、爵称相互の序列化が戦国に始まったという点には疑問を呈したのである。

五等爵に関わる爵号は殷以来存在することから、その初めにおいてはひとつの制度ではなかったにしても、呼称として用いられていくうちに、自ずと上下の区別が現れ、西周成王、康王以降には制度になっていたのではないかと陳槃は考えた。そして彼は西周時代に五等爵は存在したとみなし、その遺制は魯史に記されたであろうとする。さらに、この結論に基づいて『春秋』にみえる列国の五等爵は幾つかの例外を除いてやはりほぼ一定であったことを指摘する。

しかし一方で陳槃は諸侯の爵位は一定でないとも言っている。これは、周が制度化しようとしても、列国にはそれぞれ旧来の習慣があり、周の爵制は厳守されなかったためと陳槃は考察している。それは諸侯側の事情によるもので、『左伝』のように列国の諸史料を用いた文献で爵号が一定しないのもそのためであると陳槃はいう。つまり陳槃によれば「五等爵制」は存在しなかったのではなく、十分に行き渡らなかったというわけである。実際には爵位は一定ではないことを指摘してはいるが、周の制度に五等爵があったとする陳槃の考えは、戦国時期になって爵号が序列化されたという傅斯年説とは実はかなり異なる見方である。

陳槃は西周の礼制は爵位によって実行されたとし、『礼記』等の經典にみえる「五等爵制」は周が実行しようとした制度であると考えている。だがその經典自体の成書時期はやはり戦国

以降であり、西周に五等爵があったと考えるには疑問が残る。ただ、ここで傅斯年の意見に陳槃が敢えて異論を唱えたことには着目すべきである。

五等爵とされる「公・侯・伯・子・男」の呼称が西周、春秋期に、実際にどのように用いられたかを同時代資料となる金文を用いて分析したのが王世民である⁽¹¹⁾。彼の研究より以前に金文を用いて五等爵制を検討したものは、制度としての五等爵制が存在したか否かを問題としていた。王世民は「爵号」がどのように用いられているかを考察した点で、以前に金文を用いて五等爵を検討したものと異なっている。

その結果、爵称としては「侯」が一般的であること、西周時代の「公」は王の卿士であり「伯」は畿内の小国の君主であることが析出され、「子」・「男」は資料が少なくはっきりしないと王世民はいう。また侯国では現在の君主に対して「侯」、既に死去した君主に「公」を用いる例も王世民は報告している。彼は爵号として「公」を用いるのは、西周期は王の卿士であり、春秋期になると宋・秦以外は小国が用いているという。そして諸侯の称号はほぼ一定しているという瞿同祖の指摘を引用し、幾つかの例外を除けばこれらの「爵号」はみな一定して用いられ、『春秋』に記載された爵称とも多くの国が一致することも指摘している。

五等爵制を周の遺制とみた陳槃は『春秋』に五等爵制が反映されているとした。だが、王世民は『公羊伝』隠公六年にある「天子は三公を公と称し、王者之後は公と称し、其の余大国は侯と称し、小国は伯・子・男を称す」⁽¹²⁾の「公・侯・伯子男」の三等制が金文資料の内容と類似することを指摘する。更に、この一致は偶然ではなく、『公羊伝』三等制には西周・春秋期に定められていた爵称の存在が反映されたためであるとも述べている。

陳槃が指摘した『春秋』における五等爵制は竹内康浩と吉本道雅によっても検討された。まず竹内が『春秋』における五等爵制の問題を考察した⁽¹³⁾。陳槃が西周の遺制を反映させた文献とみた『春秋』は、竹内も「五等爵制」の实在を佐証するかの如き書物」としているが、「実はその中に、寧ろ「五等爵制」の非实在性を蔽いがたく内包していることが判明した」と結論している。一方で「五等爵制」は全く創作によるものではなく、西周初期に「封建」された侯と伯の存在がその下敷きとなっているという。金文資料については、西周金文によって侯には(1)周の封建した侯(a 周王朝関係者が封ぜられた侯、b 周王朝関係者以外が封ぜられた侯)と(2)殷以来の侯があり、伯には(1)周王朝関係者が封ぜられた伯と(2)周王朝関係者以外の伯があり、『春秋』から導き出されるのは侯の(1)aと伯の(1)があるという。

竹内が「五等爵制」の非实在性を内包するとする論拠の一つには子爵の検討がある。『春秋』で子爵とされながら、実は周によって封建されたとは認められない国々があり、これは春秋中期以降に会盟に参加するようになった雑多な国々の受け皿として「子」は機能していたのであって、「五等爵制」が制度であったとは認められないという。つまり陳槃は『春秋』を西周の遺制とみたのだが、竹内の分析によれば『春秋』は見掛け上、五等爵制を制度としながら、実は

五等爵制とは関係のない記述であるということになる。このように「五等爵」は実在しなかったという竹内の観点は傅斯年、郭沫若らの研究における立場に近い。

吉本は、竹内が資料的性格の相違から五等爵制の検討において春秋金文を排除しているのに対して、春秋金文相互、あるいは春秋金文と『春秋』の見掛け上の矛盾にこそ五等爵理念の成立を解明する上で手掛かりがあるとし、そこから五等爵理念の成立過程を解明していく⁽¹⁴⁾。これはかつて「疑古派」が春秋金文において諸侯に複数の「爵」が自称されていたことを根拠として「爵」の不特定性を主張し、見掛け上の矛盾によって文献資料を一方向的に否定したことに対する批判ともなっている。批判の内容から「疑古派」とされるのは傅斯年、郭沫若らの研究であると思われる。

吉本の論文では、金文資料のうち列国に「公・侯・伯」の序列があること、『春秋』経文でも、この「公・侯・伯」の序列を西周以来の王朝的秩序として理解することができることから、『左伝』でもこれを根拠に五等爵理念が形成されたことが明かされる。また経文の「爵」は魯の立場での改変を想定すべきとする。魯は周辺諸国の「爵」につき自国の優越を主張するため貶記を行ったが⁽¹⁵⁾、序列の意識されない部分では必ずしも貶記されるわけではないとして、ここに『春秋』経文そのものや『春秋』と金文資料との間における見掛け上の矛盾の存在の一因があると考えられている。『春秋』については見掛け上矛盾があるが、むしろ、その矛盾により、序列が既に存在していたことが理解されるという。竹内が『春秋』の記載における矛盾点から「五等爵」が実在しなかったとみなすのとは異なる結論である。

「疑古派」による五等爵制の否定については、吉本の論説以前に、瞿同祖が爵号はほぼ一定に存在することを示し、これは陳槃や王世民にも受け継がれている。陳槃は『春秋』には西周の遺制として五等爵制が示されていると考えたが、竹内によって『春秋』は五等爵制の非実在性を内包することが指摘された。これにより『春秋』を周の制度と関係させることには疑問が生ずる。さらに吉本は『春秋』は魯によって改変されたものであることを指摘し、これによって「爵」に見掛け上の矛盾が現れたことを論じた。

金文資料の記述から考察した王世民もまた、「爵」は不定であり五等爵制は全く存在しなかったという意見には同意しない。そして、瞿同祖が主張した爵号はほぼ一定して存在するという意見に賛同し、爵位の序列は『公羊伝』の「公・侯・伯子男」の三等制に対応すると述べている。王世民はまた「子」と「男」については実態がはっきりしないと述べている。このことから金文資料からは「公・侯・伯」という序列が考えられることになる。

これは吉本が示したように『春秋』、さらに『左伝』が五等爵制を形成していく上で根拠とした序列と同じものであり、王世民が指摘したように『公羊伝』にその理論が記されていることが判明する。つまり文献資料上から「五等爵制」の成立過程を考えるのであれば、この『公羊伝』の三等制を検討しなければならない。

この三等制を早くに論じたのが貝塚茂樹である。貝塚は五等爵制の成立について、主に『左伝』を用いて考察した。その論点の1つは『公羊伝』にみえる「公・侯・伯子男」三等制が『左伝』の理論としても存在するか否かである。ここにおいても貝塚の先見性は明らかであり、五等爵制を理解するには貝塚の研究の再評価は不可欠といえよう。『公羊伝』三等制から『左伝』を分析した結果、『左伝』には「公・侯・伯子男」と「伯・侯・子男」の2つの三等制が存在し、これが「五等爵制」理論を持つ他の文献へと系統していると貝塚は述べている。『左伝』に五等爵制の原型となった制度が複数存在していることは、貝塚以後の五等爵制研究では考慮されてこなかった。

そこで、次に貝塚が五等爵制の成立をどのように考えたのかを検証してみたい。

二 『左伝』における2つの三等制

王世民も指摘したように、『公羊伝』には「公・侯・伯子男」の三等制が存在する。貝塚の研究では、これが『左伝』に共通するか否かがまず検討されている。この三等制は先に『孟子』万章、『礼記』王制の記載から理解された「公侯・伯・子男」とは異なるものである。

『左伝』昭公13年伝文に「鄭伯は男なり」⁽¹⁶⁾という一節がある。この一節から「伯」と「男」は一爵であると解釈すれば、『公羊伝』の「伯子男」と一致する。だが傅斯年の意見に賛成する顧頡剛は「公・侯・伯・子・男」は周代に実在せず、『書経』康誥に見える「侯・甸・男・采・衛」が真の五等爵であって、『左伝』の「鄭伯は男なり」は定公四年の「曹伯は甸爲り」と同じように「伯」は長の意味で、それぞれ男の長、甸の長であると解釈する⁽¹⁷⁾。これによると「伯男」を一爵とみなす根拠はなくなる。

また杞国の称号が「伯」「子」となる問題も貝塚はとりあげている。『春秋』莊公27年経文は「杞伯来朝す」と「杞伯」と書かれているが、僖公23年経文、僖公27年経文、襄公29年経文では「杞子」である。僖公23年経文「冬十有一月。杞子卒」に対して、『左伝』は僖公23年伝文に「杞成公卒。書して子と曰う。杞は夷なり」⁽¹⁸⁾と述べる。僖公27年経文「春杞子来朝す」には『左伝』僖公27年伝文に「春。杞桓公来朝す。夷礼を用う。故に子と曰う。公杞を卑しめ、杞共にせず」⁽¹⁹⁾とあり、襄公29年経文「杞子来たりて盟す」には『左伝』襄公29年伝文は「杞文公来たりて盟す。書して子と曰うは之を賤しむなり」⁽²⁰⁾とある。「杞伯」であった杞国を「杞子」と『春秋』は記述した。これを『左伝』は魯公が杞国を賤しめ、貶めて「杞子」としたと述べている。ここから伝統的な解釈では『春秋』の編者孔子が杞を罰するために魯史を書き換え、「杞伯」であったものを「杞子」に貶めたと理解してきた。この解釈によれば「伯」と「子」は上下の関係にあり、これが「伯」と「子」が一爵ではないという最も有力な根拠となっていることを貝塚は述べる。なお杞国は桓公3年、12年経文では「杞侯」とも記され、『春秋』経文において杞国には侯・伯・子の3つの称号が用いられてもいる。

貝塚の『左伝』に関する検討で特徴的なのは、『左伝』から春秋期の史料となりうる原本的部分を的確に抽出するための努力である。『左伝』には五等爵制を解説した部分がある。貝塚は、それがどのような文脈で現れたかに注意する。特に劉逢禄の解釈⁽²¹⁾を参考に、「書曰」や『春秋』経文に筆削を加えた部分は、後に加えられた部分として慎重に扱っている。その結果、「五等爵制」や、「爵位」の上下に関する議論のほとんどが、『左伝』の中で後に付け加えられた部分であることが判明する。これにより「書曰」による杞国の事例は『左伝』が原本とした資料上の記載でないことがわかり⁽²²⁾、「伯・子・男」を一爵とみなさないための最有力である根拠は消滅する。

「侯・甸・男・采・衛」についても、『左伝』の「君子謂」以下の叙述の内容は『左伝』の原本部分に対して、より遅い時期に成立したことを貝塚は示し、後の時期になって出来た序列であると彼は見ている。『左伝』で五等爵制の存在を明確に示すのは襄公15年の「君子謂」に始まる文章の中の「王及び公・侯・伯・子・男・甸・采・衛大夫」という記述である⁽²³⁾。これは『書経』康誥にも関係するが、この部分は錯簡が疑われる部分であり、貝塚もまた「采」字の存在からこの部分の成立した時期の遅いことを指摘する⁽²⁴⁾。そのため「伯・子・男」を一爵としない根拠もまた消えることになる。「伯子男」を一爵とみるのは前述の昭公13年の他、昭公4年伝文に鄭子産が「伯子男の公に会するの礼を献ず」ということを行った例がある。この2つは『左伝』の原本部分より抽出されたと貝塚は考察し、これが「公・侯・伯子男」の最も強い証拠となる。

ところが『左伝』哀公13年伝文に魯子服景伯による会話文があり、ここでは「伯は諸侯を合し、則ち侯は子男を帥い、以て伯に見ゆ」⁽²⁵⁾と述べられている。これは「伯・侯・子男」の三等爵と見なせるもので、非常に異色な記事であるとして貝塚は紹介している。「公・侯・伯子男」の根拠は『左伝』に2例あり、いずれも鄭の子産に関わる。これに対し「伯・侯・子男」の根拠となる哀公13年伝文は魯の子服景伯の言である。この2つの例を貝塚は、魯及び鄭の二賢者の辞令に現れる覇者の会盟に際する諸侯の列位及びこれに準じる貢賦の等級制の問題は、左伝の諸侯爵制を論ずるに当たっては頗る貴重な史料を提供するものであると評価する。

『左伝』原本部分に存在する諸侯五等爵制に関わる記述や諸侯の間の爵による身分差は、未だ完成したものでないことを以上の考察から貝塚は確認している。だが『左伝』における諸侯の国の格式には「大国・小国」、や「列国・小国」という名称もある。これについては、「大国」、「小国」の名称は左伝の編纂者が恣意的に案出し、使用した言葉ではないかと貝塚は疑う。この際、左伝の編纂者は春秋時代から多少とも年を隔てた後代の人であろうということも特記されている。貝塚は、また「大国」、「小国」とは本来辞令を司る行人の用語であったものが、一般化したものと考え、国の格式を示す名称としては、大国は覇主の国、列国は独立侯国、列国より格式の劣る小国の3級となる可能性を示している。だが彼は、この「大国」、「小国」の名

「五等爵制」再考

称は等級制としては発展せず、「公・侯・伯・子・男」の称号を用いた爵制において等級化が進んだと考え、諸侯の位級を考えるにはやはり五等爵を検討することが必要であることを述べている。

「公・侯・伯・子・男」の五等爵制に対しては、貝塚も郭沫若、傅斯年の研究を挙げ、五等爵制の完全な体系化は認められないことは明白であるとする。但し春秋諸侯の称号はほぼ一定しているという瞿同祖による指摘も引用し⁽²⁶⁾、郭沫若、傅斯年が諸侯の称号を全く不定のものとしたことには反対する。貝塚が論初において定義するように、称号には位級上下の関係は現されていない。位級を決定する資料は『春秋』経文にみえる会盟時の列次となる。

『春秋』にみえる称号の列次は五等爵の位とは一致していない。この点については春秋の会盟の順位は爵とは無関係であり、孔子は魯国の歴史記録に特別な改修は行わなかったという『左伝』孔氏正義の解釈を、貝塚は、大体に於いて当を得ているという。さらに五等爵は『春秋』を編纂した者がその編纂目的のために、編纂時に定めた位級であるという顧頡剛の見解⁽²⁷⁾に対しては、爵制の意識は既に春秋末期に起原すると反論する。春秋期には覇者が盟主となって列国や小国を統率したために国相互間の格式が意識されるようになり、「大国」、「小国」も等級化しつつあった。そこで諸国にあった様々な称号を盟の際の位次と関連させ、称号を上下位級として覇者への貢賦定額と比例させようとした。それが爵制の起原になったというのが反論の理由である。

その具体例として、先の鄭の子産と魯の子服景伯の事例を貝塚は再検討する。鄭は昭公4年、楚靈王が申で開いた会盟に参加する。楚靈王はこの会盟を齊桓公の召陵の会の例にならうことを決め、宋の左師向戌と鄭の公孫僑子産にその礼を問う。ここで子産は伯子男が公に会するという礼を楚王へ紹介する⁽²⁸⁾。

この子産の行動の裏に、覇者の国の政治圧力による貢賦の要求と、それに対して無制限の貢献を拒否する政策を貝塚は読み解く。伯・子・男をそれぞれ一爵とすることで伯を称する鄭の負担軽減を狙ったのである。昭公13年には晋による平丘の会が行われている。ここでも鄭は「鄭伯は男なり」とすることで、鄭が「侯」を称せず、『春秋』経文の会盟では常に鄭の下にある許男と同列にあることを示し⁽²⁹⁾、これによって侯を称する列国より貢賦の負担を少額とすることに成功したと貝塚は考察する。「公・侯・伯子男」は召陵の会の事例では齊桓公の遺制とされている。この三等制が『公羊伝』の記述に一致することから、齊桓公の遺制という伝承は全く無稽ではないかも知れないことも貝塚は示し、これを齊に起原し鄭に発展した三等制であると述べている。

魯の子服景伯による「伯・侯・子男」は『礼記』曲礼の内容との類似が指摘されている。曲礼では伯は外においては公、牧は外においては侯、蛮族と小国は子という3つの称号が示され、「伯（公）・牧（侯）・子」となる⁽³⁰⁾。子服景伯は哀公13年黄池の会で呉と晋が覇者を争う際、

呉は魯に対し、呉の諸侯として、他の諸侯を引率し晋に謁見することを求める。しかし魯は覇者が諸侯と会合するときには、侯が子男を率いて伯に謁見させるのが礼であることを理由としてこれを断るのである。貝塚は、これを魯国の伝統と自覚による魯国中心の諸侯制の理論と理解する。また『礼記』曲礼との類似の他、伯と子・男とを区別する点で『孟子』万章、『礼記』王制へもこの魯の伝統が引かれているともみる。ただ『孟子』と『左伝』の類似については孟子の時代の原本『左伝』との関係に附すべきという。

以上のように貝塚は、『左伝』原本部分では五等爵制の意識が希薄で、『春秋』に見える称号が五等爵制として完成するのは『礼記』王制の製作時代であること、五等爵制は春秋末期の会盟時、覇者への貢賦負担を制限しようとした方案に起原すること、『左伝』には鄭国・魯国の2つの爵制への方案があり、鄭案は斉に起原するもので『公羊伝』へ、魯案は『礼記』曲礼、『孟子』へ系統すること、の3点を結論として提示している。

『公羊伝』に対応する制度は王世民、吉本によっても指摘されている。また彼らは所謂「疑古派」による五等爵制への完全な否定を批判する論点においても一致する。貝塚は五等爵制の起原を春秋末期の会盟時の序列に始まるとみだが、王世民、吉本の研究からは金文にも「公・侯・伯」の序列が見られることが指摘された。序列化においては春秋末期以前から存在していた序列が参考にされたといえよう。しかし称号が五等爵制として解釈されるようになる過程において複数の方案が存在したという指摘は貝塚のみにみられるものであり、ここが貝塚の論考において最も評価される部分である。

さらに貝塚が『左伝』にみえる鄭の方案を斉の制度、魯の方案を魯の制度と解釈している点も注目すべきである。彼の理解は、『春秋』の列次は五等爵に一致しないため、『春秋』には五等爵制が意識されず、魯の歴史記録に改修はないという立場にある。だが、魯に称号を用いた序列の案があれば、『春秋』は魯での序列によって記録されるはずである。しかし『春秋』経文における称号の序列を貝塚は検討していない。

吉本⁽³¹⁾は晋主宰会盟参加国の金文資料を大国・列国・小国に分けて考察し、金文による西周の王朝的序列と比較することによって『春秋』経文の「公（宋）・侯（蔡衛陳）・伯（鄭）」も西周期以来の王朝的秩序で理解できるとした。これは「宋・蔡衛陳・鄭」の序列であると注記されているが、貝塚の論考では明かされなかった『春秋』における称号の序列がこれによって判明したのである。

また吉本は経文の記載と矛盾する「小国」の称谓は魯が自国の優越を主張すべく貶記したとする。このことから彼は『春秋』経文は魯が作成し、自ら改修、編纂したと考えていることがわかる。「公・侯・伯」に関わる貶記の指摘はないが、貝塚が魯の理論としたのは「伯・侯・子男」であり、「公・侯・伯」は貝塚が斉の理論とする「公・侯・伯子男」の範疇に入る⁽³²⁾。『春秋』経文に「公・侯・伯」の序列があり、また『春秋』には魯による貶記があるというこ

とを解釈すれば、『春秋』は斉の理論によって魯が書いた年代記であるとしなければならない。

吉本によって『春秋』にも称号の序列のあることが明かされたが、貝塚の解釈を尊重すれば、魯は自国の理論がありながら他国の理論で年代記を作成したという矛盾が生じることになった。吉本は『公羊伝』については議論していないが、貝塚は斉の理論は『公羊伝』へ、伯と子・男を区別する魯の理論は『孟子』・『礼記』へ系統されたことも指摘している。斉の理論と言う点では『春秋』経文は『公羊伝』と関係するといえよう。

この『春秋』が斉の理論によるものであるという一見矛盾するかのような結論は、五等爵制とは全く異なる立場で『春秋』を扱った平勢隆郎の研究を参照することによって理解が可能である。平勢は『春秋』の暦日から分析を初め、文献上に残された暦日に加え、竹簡等出土資料上の暦日も用いて暦の分析を行った。これにより戦国中期、暦法計算による新たな暦が用いられるようになったことが判明した。また、その暦は国ごとに異なるものであったことから、暦日の記載により『春秋』、『公羊伝』は斉、『左伝』は韓で編纂されたことも明らかになった。『春秋』が斉の編纂物である点は、貝塚および吉本の研究から考えられた結果とも共通する。平勢が暦の分析を通じて示した理論は、貝塚の五等爵制研究への再評価にも関わる問題といえよう。この視点から、次に平勢の論点を紹介していきたい。

三 戦国暦の研究によって明らかにされた視点

平勢隆郎は『春秋』における暦を分析し、まず『春秋』に現れる暦日は1つの暦によるものとしては矛盾があり、4種乃至6種の観象授時暦が使用されていることを想定しないと説明できないとしている。次に彼は戦国時代中期以降に出現する暦法計算によって作られた暦を出土史料や伝存の史料から検討し、まず大小月の配置法を明らかにする。この配置法は戦国時代中期に生み出された暦に共通する。そして暦法計算による暦として(A)紀元前351年夏正前年末冬至朔丁亥、(B)前366年立春朔甲寅、(C)前351年夏正前年冬至晦翌日戊子を起算点とする合計6種の夏正と楚正との存在を突き止めた⁽³³⁾。

(A)の前351年夏正前年末冬至朔丁亥を起算点とするのは楚、魏、韓の暦である。起算点は同じであるが、楚正は冬至月を2月に固定し、魏暦は冬至月を11月、韓暦は正月を冬至月翌々に固定する。冬至月の固定や冬至月と正月の関係の固定により、閏月の置き方が異なることになり、これによってそれぞれ異なった暦となる。

(B)の前366年立春朔甲寅を起算点とするものには斉、趙の暦があり、斉は11月を冬至月に固定し、趙は正月を冬至月翌々に固定した。秦から漢へ継承され、武帝改暦によって廃止されたのも(B)の前366年立春朔甲寅を起算点とする顛項暦であり、これは10月を歳首とする。これは夏暦の正月を採用しながら、10月となる楚正の正月を歳首とするもので、暦の成立順序として夏暦、楚正、顛項暦が考えられる。

またこの(B)を起算点とすると(A)の紀元前 351 年夏正前年末冬至丁亥は朔にならず、その前日の晦となり、朔は戊子となる。ここから(C)前 351 年夏正前年末冬至朔戊子を起算点とする暦が見れる。これを用いたのは燕と中山である⁽³⁴⁾。

つまり 6 種の夏正とは(A)を起算点とする魏、韓、(B)を起算点とする齊、趙、(C)を起算点とする燕、中山の 6 種の暦である。楚正は冬至月が 2 月と、正月を過ぎて冬至を迎えるという点で夏正とは異なるが、起算点は(A)と同じである。秦の顛頊暦は楚正の影響を受けているが、起算点は(B)と同じであることも平勢の研究により明らかになった。これらの暦は起算点から分かるように、戦国中期に暦法計算によって求められたものである。

『春秋』が記録された時期に用いられたのは観象授時暦であり、それは冬至が過ぎた後を正月とし、閏月は年末に置くというものである。『春秋』の暦日では、前期は冬至を過ぎて正月とする、という暦が想定できるが、文公、宣公以降には冬至を含む月を正月とする、という変化が見られ、これにより 4 種乃至 6 種の観象授時暦の存在が平勢により指摘されたのである。戦国に作られた夏正が「冬至月」という概念から説明できることから、暦のあり方への変化は認められるが、この時期においても観象授時暦であったことには変わりはない。

ところがこの戦国中期に成立した暦を過去に遡って適用すると、『春秋』、『左伝』の暦日は特定の国の暦によって説明可能であることを平勢は指摘する。本来の『春秋』は観象授時暦で記録され、一種の暦では説明がつかないものであったが、『春秋』経文に記録される朔日の多くは(B)を起算点とする齊の暦で遡った場合に合致することを平勢は例示している。つまり本来の『春秋』にあった暦日のうち、齊の暦に都合のよい朔日だけが選ばれて『春秋』が編纂されたとしか考えられない状況が存在するのである。また『左伝』が特に議論する暦日とは(A)を起算点とする韓の暦が合致する。さらに『左伝』が『春秋』に記録がない朔日を補っている場合には、齊の暦にはあてはまらないということも平勢は示し、この結果をふまえて、『左伝』が韓で編纂され、それより先に齊で『春秋』が編纂されていたことを指摘する。また『左伝』に齊の暦にあてはまらない朔日が登場するのは、齊の暦を用いた『春秋』を韓で編纂された『左伝』が誹謗するためと平勢は考えている。

『公羊伝』については、『春秋』定公 5 年の事例を平勢は検討している⁽³⁵⁾。定公 5 年の日食の日付を、『左伝』の『春秋』は 3 月辛亥朔、『公羊伝』の『春秋』は正月辛亥朔としている⁽³⁶⁾。『公羊伝』にみえる魯定公 5 年正月辛亥朔は齊の暦に、『左伝』の定公 5 年 3 月辛亥朔は韓の暦に合致する。ここから『公羊伝』も戦国齊の暦を遡った暦日を使用していることが平勢の研究によって判明した。齊の暦は前 366 年、韓の暦は前 351 年から起算されるから、『春秋』および『公羊伝』、『左伝』の編纂時期もそれ以降の時期と考えられよう。

以上に要約した平勢の研究は五等爵制を直接扱ったものではない。しかし貝塚が五等爵制の起原を考える上で「公・侯・伯子男」は齊の遺制であり、『公羊伝』へ系統するとしたのは正

しかったことが平勢による暦の研究から指摘できるのである。上述のように『春秋』及び『公羊伝』には齊の暦が用いられ、齊で編纂されたことが明らかになった。ここから『公羊伝』が主張する「公・侯・伯子男」三等制も戦国時代の齊の制度と考えられるから、貝塚の指摘通り『左伝』にみえる「公・侯・伯子男」もまた齊の制度といえよう。

さらに貝塚が議論しなかった『春秋』経文について、吉本は「公・侯・伯」の序列のあることを指摘した。これは三等制である齊の制度の範疇に入るものである。吉本のいうように『春秋』が魯によって改変されたとみなすと、つまりは齊の理論を魯が用いた改変となり、理解し難い。だが平勢による理解のように『春秋』の再編が齊によって行われたとすれば、『春秋』に齊による爵位の序列が考えられ、吉本による『春秋』の「公・侯・伯」の析出も妥当であると理解できる。

貝塚が五等爵起原の別案として提出したのは魯子服景伯による「伯・侯・子男」であり、これを彼は魯の制度と考えた。『春秋』は魯の記録という体裁をもち、なおかつ齊の暦を用いて再編されたものである。『春秋』にない朔日を『左伝』が伝文に補っている場合は、齊ではなく韓の暦に合致した朔日であることを指摘した平勢は、これは韓で編纂された『左伝』が、韓の暦によって『春秋』が齊の暦を用いることを誹謗するものであると考えた。『左伝』が五等爵制について齊と魯の2方案を示すことも、『左伝』が『春秋』を誹謗したという考え方を応用できよう。吉本が気づいたように、『春秋』を詳細に検討すると「公・侯・伯」の序列がみえるが、これは『左伝』によると齊の遺制であるとわかる。ところが『左伝』をさらに読むと、魯には別の序列があったことがわかる。そこで『春秋』が魯で編纂されたのではないことがわかるという仕組みが『左伝』には存在するのである。

貝塚は『左伝』原本部分を抽出することによって爵制について2つの方案を発見した。だが上記のように考えると、この2つの方案は『左伝』が意図的に採用した説話であったと推測される。貝塚は『春秋』は魯の記録そのものとみなし、「書曰」のような春秋の書法を述べた部分の成立は最晩期であると考えた。だが平勢による暦の分析によって『春秋』が戦国中期以降に再編されたものであることが確認された。従って『春秋』経文および「春秋の書法」的部分もまた戦国中期以降の編纂と考えることができる。考え方は異なるが、貝塚が「書曰」等の部分を最晩期の成立とみたことは、結果として正しかったともいえる。

平勢は『左伝』を、【経文引用】、【経文換言・説話】、【経解】、【説話】(地の文と会話文)、【説解】、【凡例】・【君子曰】、の6つに内容分類する⁽³⁷⁾。このうち、【経文引用】、【経文換言・説話】、【経解】、【説解】は「春秋の書法」的部分であり、本来の『春秋』伝を戦国期に二次利用したものである。【説話】についても会話部分には戦国的表現があり、そのままでは春秋時代を語るべきものにはならない。【凡例・君子曰】の部分は『左伝』編者が自分の意見として提示したものである。【説話】の地の文の内容自体は古くからのものと考えられる。だが地の

文でも爵位など正統観に関わる場合には『左伝』編者の影響を考慮しなければならないとして、爵位については慎重に対処すべきことを平勢は指摘している。

貝塚が『左伝』原本部分として考察したものを内容分類に併せて考えてみると、昭公4年「獻伯子男会公之礼六」は〔昭公4—2【説話】(地の文)〕となり、昭公13年「鄭伯男也」は〔昭公13—6【説話】(会話文)〕、哀公13年「伯合諸侯，則侯帥子男，以見於伯」は〔哀公13—A【説話】(会話文)〕となる。【説話】地の文も含まれるが、同様の内容となる「鄭伯男」は【説話】会話文にあり、「五等爵制起原の2方案」はいずれも【説話】会話文にあることから、この部分においても『左伝』編纂時の影響を考えなければならない。また襄公15年「王及公侯伯子男甸采衛大夫」は〔襄公15—A【君子曰】〕に分類され、これは『左伝』編者の意見とみることができる。貝塚はこれを「春秋の書法」と同様に退けている。春秋時代の実態を考える上では正しい選択だが、『左伝』の主張は実はここにあるのである。例えば顧頡剛がこの内容を五等爵制の実態と理解したことは、『左伝』編者の本来の意図、則ち韓の主張する制度を支持したのだといえる。

平勢は内容分類によって『左伝』における戦国的要素を明らかにした。それにより『左伝』編纂の意図が明らかにされた。貝塚も『左伝』原本部分を明らかにするために『左伝』の史料批判を行った。その方法は平勢とは異なるものであり、春秋期より後の時代の要素を十分に排除できたとは言いが、鄭の子産、魯の子服景伯による2つの方案を見出したことは評価されるべきである。

五等爵の起原には複数の方案が存在し、齊案は『公羊伝』へ、魯案は『孟子』、『礼記』へと文献上の記載に系統している。ここから暦が国ごとに存在したように、爵位制度も国ごとに考えられたことが推測される。平勢による暦の検討からは、西周以前から春秋期における観象授時暦の存在と、戦国中期の暦法計算による暦の作成が判明している。さらに暦法計算による暦で遡った暦日の利用も明らかになった。

「五等爵制」の問題も、この暦と同様、西周から春秋期における「称号」の存在、戦国中期に各国それぞれにおける「称号」相互間の序列の存在、その序列を利用した文献の編纂といった順序が考えられよう。だが伝承されてきた文献上には、その文献が編纂された時期に暦法計算によって遡った暦日も残されている。つまり実際には観象授時暦のみが使用されていた時期の記録である文献でも、暦日には暦法計算によって遡ったものが存在している。このため暦法計算が発明される時期より以前から、暦法計算による暦が存在したと誤解されてきた。また暦法計算による暦は複数あり、戦国期には国ごとに存在したが、このことも平勢による暦の研究以前には想定されていなかった。五等爵制もまた、伝統的な解釈においては古来より爵位制度が存在し、序列化されていたかのように考えられてきた。こうした類似性を考慮すると、戦国中期の諸国にとって、国相互間の序列化も暦と同様、重要問題であったのではないかと推測さ

れる。

貝塚は『左伝』【説話】の内容を検討し、その中に斉・魯の制度を見出した。これは『左伝』を史料とみる上での留意点を指摘したのもである。『左伝』を史料として扱うには内容分類が必要である。貝塚は「『左伝』原本部分」としたが、これは会話文も含めた【説話】部分にあたる。貝塚は【説話】以外の内容に引きずられることがなかったため、五等爵の起原に関わる斉・魯の制度という事実を見出すことに成功したともいえよう。だが【説話】会話文には戦国的表現が含まれており、編纂時に加えられた内容があることに注意する必要もある。貝塚の見出した2つの制度が斉と魯のものであったことは、『公羊伝』と『春秋』の編纂が戦国時代の斉で行われていたことと深い関係を持つものであった。平勢による暦の研究と『左伝』の研究とに基づいて、貝塚の五等爵制研究を再評価することによって、戦国中期には五等爵制の議論が複数存在し、それが『左伝』、『公羊伝』、『春秋』にも反映されているという、従来意識されてこなかった事実が判明したのである。

四 結 語

本稿では五等爵制について、貝塚の『左伝』に関する論考の再評価を試みた。その最も評価すべき点は、『左伝』を用いて五等爵制にかかわる斉・魯という複数の方案を見出したことである。本稿では貝塚の用いた「方案」という用語を使用してきたが、これも爵位制に対するいくつかのプランが存在し、その中の1つの方法である、という意味で敢えて「方案」という語を用いたものである。貝塚は、まず「称号」が存在し、それが春秋末期における会盟時の序列に用いられることによって再構築され、複数の方案を経て、『礼記』王制にみえる「五等爵制」として整理されたと考えた。しかし近年の五等爵制研究は西周以来の連続性を重要視し、貝塚の見解には注意が払われてこなかった。

「五等爵制」をめぐる、傅斯年、郭沫若らの研究が発表された時期には、それが実在の制度として存在したか否かが問題とされた。その結果五等爵が古来より存在し続けたことが否定された。そしてこの時期の研究では戦国以降に爵位の序列化が始まったことも指摘された。つまり戦国期に「五等爵制」の画期が存在したことが論じられたのである。貝塚の「五等爵制」に関する見解も、研究史的にはこの時期の研究に含まれる。

しかし、傅斯年、郭沫若らの研究と時期を同じくして、瞿同祖は国ごとの「爵号」は全くの不定ではなく、ほぼ一定していることを指摘している。王世民の研究ではこの指摘が引用され、この研究以降、五等爵は西周以来の制度として検討されるようになった。金文資料を検討した王世民は、西周から春秋にかけての実態として「侯」が一般的な称号であり、「公」は王の卿士、「伯」は畿内国の君主を指したと整理する一方で、「爵号」は一定して用いられたとし、『公羊伝』の「公・侯・伯」三等制への連続性も指摘している。こうして戦国期に「五等爵制」

の画期をみるよりも、西周以来の連続性に視点が移っていったのである。その後『春秋』における五等爵が検討されたのも、「五等爵制」は文献上に明確な形で現れる以前から、制度として存在していたという流れから理解できる。

ところが戦国中期に暦の画期が存在し、『春秋』、『左伝』、『公羊伝』等の文献もこの時期の編纂物であることが明らかになった。春秋以前にも暦はあったが、性格の異なるものであった。それが戦国中期に国ごとの新しい暦となったのである。暦が存在するという点では西周以前から暦は存在する。五等爵制も、その爵位となった称号は西周以前から存在する。春秋以前の暦は観象授時暦であった。「称号」も王世民が西周・春秋の金文によってその実態を明らかにしている。これを五等爵制の原型とみることは、観象授時暦を暦の原型とみることと同様、間違いではない。ただ戦国中期に完成した暦法計算による暦が、それ以前の暦と非常に性格が異なるように、「五等爵制」もまたそれ以前の「称号」とは性格が全く異なる。その変化は西周以来の連続性よりも、1つの画期があったことの重さを示すものといえよう。

貝塚は五等爵制の起原として複数の方案のあることを示したが、これは研究史においては全く無視されてきた。だが暦の事例を参照すれば、観象授時暦が戦国中期に各国のそれぞれの暦となったような変化が、爵制についても想定できよう。各国ごとに「称号」を使う場があり、そこでは西周から伝来した漢字による号が用いられた⁽³⁸⁾。「称号」に用いられる漢字による号は類似したもののだが、用いるのはそれぞれの国ごとである。国ごとに存在した序列の、個別の違いを明らかにするのは困難だが、西周から伝来した漢字による号を用いるという共通の部分で議論することは可能である。そして、そのような議論は各国ごとの序列の違いが意識された戦国期にすでに存在したのである。

貝塚の論考も、結果としてこの部分を検討したことになり、貝塚はそれを『左伝』文章の性質から判断したのである。その手法は『左伝』の文章に新旧の相違を見出すものであった。これは、平勢が『左伝』の史料批判研究で示した内容分類によるものほど体系的ではなく、また会話部分の活用という視点も明らかではなかった。しかし先行して示された非凡な視点が存在している。貝塚の採用した方法は有効であったが、『左伝』を分析した結果として戦国的要素をも含むものを論じている。従って春秋末期の会盟時に五等爵制の起原を貝塚は求めているが、それが会盟時の事実であったのか、会盟時の記録をもとに戦国中期の『左伝』編纂時期に再編集されたのかは断定できない。ただ春秋末期の会盟のありようが重要視されていたことは確かであるといえよう。そして、この間、称号を序列化した制度が国ごとに存在し、それが『春秋』、『公羊伝』や『左伝』の内容に反映されていることが、貝塚の具体的検討によって理解されたのである。

このことは戦国中期に「西周以来の伝統」のように見える制度を新たに創り出すという努力がなされ、それがこの時期を考える上での重要点であることを再度認識させるものである。近

年の五等爵制研究では西周以来の連続性に重点が置かれてきたが、五等爵制の研究においては貝塚が指摘したように、複数の制度の存在が検討されるべきである。春秋末期から戦国中期にかけて、「称号」を爵位とみなす画期となるべき1つの時期があったこともより深く考えるべきである。また今後においては貝塚が見出した事例以外に、「五等爵制」に関わる他の方案が見出せるかを検討することも必要である。

他の方案といえるものに、王世民による楚系青銅器における「公」、「君」号の指摘がある⁽³⁹⁾。楚については王世民の説に先行して平勢に楚の県管領者の称谓への見解があり⁽⁴⁰⁾、「君」が一般的で「公」は特別な存在であると述べられている。これは楚における事例として検討すべきものである。また陳槃は『春秋大事表列国爵制及存滅表言誤異』⁽⁴¹⁾後序で国ごとに伯・子・男があることを論じ、これは後世の儒者或いは当時の諸侯自らが特定国を誹謗するために用いたとする。陳槃は同時に公・侯の僭称も想定し、その実態は見きわめがたいとしているが、そこには貝塚が指摘した以外の方案を見出すための手掛かりが含まれているといえよう。この視点への再評価も必要であることを最後に指摘しておきたい。

注

- (1) 貝塚(小川)茂樹「五等爵制の成立——左氏諸侯爵制説考——」『東洋史研究』第3巻第1号、1937年(『貝塚茂樹著作集』第2巻、中央公論社、1977年所収)。
- (2) 王世民「西周金文中の諸侯爵称」『歴史研究』1983年第3期。
- (3) 王国維「古諸侯称王説」『觀堂別集』巻一所収。
- (4) 傅斯年「論所謂五等爵」『歴史語言研究所集刊』第2本、1930年。
- (5) 郭沫若「周代彝名無五名五等之制」『中国古代社会研究』、人民出版社、1954年、所収、同「金文所無考」『金文叢考』、人民出版社、1954年、所収。
- (6) 楊樹達「古爵名無定称説」『積微居小学述林』中国科学院、1954年、所収。
- (7) 陳槃『春秋大事表列国爵姓及存滅誤異』歴史語言研究所専刊之五十二、1969年。
- (8) 瞿同祖『中国封建社会』第2章第3節「諸侯的等級」、商務印書館1937年、1950年。
- (9) 陳槃『春秋大事表列国爵姓及存滅誤異』注(7)。
- (10) 傅斯年「論所謂五等爵」注(4)。
- (11) 王世民「西周春秋金文中の諸侯爵称」注(2)。
- (12) 『公羊傳』「隱公六年 天子三公稱公、王者之後稱公、其余大國稱侯、小國稱伯子男」。
- (13) 竹内康浩「『春秋』から見た五等爵制——周初に於ける封建の問題——」『史学雑誌』第100編第2号、1991年。
- (14) 吉本道雅「春秋五等爵考」『東方学』第87輯、1994年。
- (15) 吉本は侯伯を自称する国君を「子」で示すのは魯の貶記として、『春秋』経文は「子」を侯伯の下位と位置づけたとみる。但し「公・侯・伯」が「西周以来の王朝的序列」とされるのに対し、侯伯の下の「子」は経文編纂の段階で記されたといい、王朝的序列と魯による貶記という別個の序列になる。また「子」について、竹内の論説を参考に国君の資格を欠如した国君の称谓を貶記した「子」と、魯周辺の小国に対し、魯より下級の立場であると貶記する「子」と、複数の貶記の理由を示している。吉本の理解に従っても、『春秋』における称号は「公・侯・伯」の序列と「子」の存在を別個に議論すべきであり、本稿では「公・侯・伯」の存在に着目する。
- (16) 『左傳』昭公13年傳文「子産争承、曰「昔天子班貢、輕重以列。列尊貢重、周之制也。卑而貢重

者、旬服也。鄭伯、男也。而使從公侯之貢、懼弗給也。敢以為請。諸侯靖兵、好以為事。行理之命、無月不至。貢之無藝、小國有闕、所以得罪也。諸侯脩盟、存小國也。貢獻無極、亡可待也。存亡之制、將在今矣。自日中以爭、至于昏。晉人許之、既盟。

- (17) 顧頡剛「戦国秦漢間人の造偽与辨偽」『史学年報』第2巻第2期、1935年。
- (18) 『左傳』僖公23年傳文「書曰子、杞夷也」。
- (19) 『左傳』僖公27年經文「春杞子來朝」。同傳文「春、杞桓公來朝。用夷禮。故曰子。公卑杞、杞不共也」。
- (20) 『左傳』襄公29年經文「杞子來盟」。同傳文「杞文公來盟。書曰子、賤之也」。
- (21) ここで貝塚が参考としているのは劉逢祿『左氏春秋考証』である。
- (22) 杞子の事例について貝塚は陳槃「増訂春秋杞子用夷礼貶爵辨」(『禹貢』第7巻第1・2・3合期)も引用する。
- (23) 『左傳』襄公15年傳文「君子楚於是乎能人、官人、國之急也。能官人、則民無覩心。詩云、嗟我懷人、寘彼周行、能官人也。王及公侯伯子男甸采衛大夫、各居其列、所謂周行也」。
- (24) これについて貝塚は別稿「新出檀伯達器考」(東方学報第8冊、1937年)註3、に自説を述べたことを注記している。
- (25) 『左傳』哀公13年傳文「子服景伯對使者曰「王合諸侯、則伯帥侯牧以見於王。伯合諸侯、則侯帥子男以見於伯。自王以下、朝聘玉帛不同、故敝邑之職貢於吳、有豐於晉、無不及焉、以為伯也。今諸侯會、而君將以寡君見晉君、則晉成為伯矣、敝邑將改職貢、魯賦於吳八百乘、若為子男、則將半邾、以屬於吳、而如邾以事晉。且執事以伯召諸侯、而以侯終之、何利之有焉」」。
- (26) 瞿同祖『中国封建社会』は商務印書館1937年出版であり、貝塚の論考も昭和12(1937)年発表である。
- (27) 顧頡剛「戦国秦漢人の造偽与辨偽」注(17)。
- (28) 『左傳』昭公四年傳文「六月丙午、楚子合諸侯于申。椒舉言於楚子曰「臣聞諸侯無歸、禮以為歸。今君始得諸侯。其慎禮矣。霸之濟否、在此會也。夏啓有鈞臺之享、商湯有景亳之命、周武有孟津之誓、成有岐陽之蒐、康有鄴宮之朝、穆有塗山之會、齊桓有召陵之師、晉文有踐土之盟。君其何用。宋向戌、鄭公孫孫、在諸侯之良也。君其選焉」王曰「吾用齊桓」王使問禮於左師與子產。左師曰「小國習之、大國用之。敢不薦聞」獻公合諸侯之禮六。子產曰「小國共職。敢不薦守」獻伯子男會公之禮六」。
- (29) 注(16)参照。
- (30) 『禮記』曲禮「五官之長曰伯。是職方、其擯於天子也。曰天子之吏。天子同姓、謂之伯父。異姓、謂之伯舅。自稱於諸侯、曰天子之老、於外曰公、於其國曰君。九州之長、入天子之國、曰牧。天子同姓、謂之叔父。異姓、謂之叔舅。於外曰侯。於其國曰君。其在東東北狄西戎南蠻、雖大曰子。於內、自稱曰不穀。於外、自稱曰王老。庶方小侯、入天子之國、曰某人。於外曰子。自稱曰孤」。
- (31) 吉本道雅「春秋五等爵考」注(14)。
- (32) 貝塚は「伯子男」は称号の違いであって一爵とみる。魯の「伯・侯・子男」には『礼記』曲礼の「伯・侯・子」が引用されており、「公・侯・伯」も「公・侯・伯子男」の範疇とみなせよう。吉本は「子」を魯の貶記として侯伯の下位と位置づけ、「公・侯・伯」の下に「子」を『春秋』経文上の序列とする。だが王朝的序列と魯による貶記という別個の序列は個別に考えるべきである。なお貝塚は『孟子』、『礼記』との関係から「伯」と「子」の区別を魯の理論とも見ており、魯周辺小国の「子」への吉本の理解は魯原本『春秋』との関係を指摘しうる。だが吉本は『春秋』経文の「子」への貶記にも複数の理由をあげる。これは原本『春秋』の「子」の用法を利用して、更に複雑な「子」の用法が付け加えられたことが考えられる。ここではその可能性を示すに止め、「公・侯・伯」は、「侯伯」の下の「子」とは別の理論であるとみる(注(15)参照)。
- (33) 平勢隆郎『中国古代紀年の研究』汲古書院、1996年、第1章「天文・暦と紀年問題」。
- (34) 燕、中山の暦については平勢隆郎「戦国中期より遡上した暦と『春秋』三傳」(『史料批判研究』

「五等爵制」再考

- 第4号, 2000年)に明らかにされている。
- (35) 平勢隆郎『左傳の史料批判的研究』東京大学東洋文化研究所, 汲古書院, 1998年, 第1章第4説四「『公羊傳』・『穀梁傳』と曆」。
 - (36) 『左伝』『春秋』定公5年経文「五年, 春三月辛亥朔, 日有食之」。『公羊伝』『春秋』定公五年経文「春王正月, 辛亥朔, 日有食之」。
 - (37) 平勢隆郎『左傳の史料批判的研究』注(33)第1章第4節「先秦史料の史料批判」。
 - (38) 漢字の伝播と漢字世界については平勢隆郎『『春秋』と『左伝』』, 中央公論新社, 2003年, 第1章第1節に具体的な過程が述べられている。
 - (39) 王世民「西周春秋金文中的諸侯爵称」注(2)。
 - (40) 平勢隆郎「楚王と県君」『史学雑誌』第90編第2号, 1981年。
 - (41) 陳 槃『春秋大事表列国爵姓及存滅誤異』注(7)。

Reconsideration of the Five Peerage Rank System of Ancient China

ISHIGURO Hisako

This paper attempts to re-evaluate a series of papers by the late KAIZUKA Shigeki on the Five Peerage Rank System of Ancient China. Referring to the *Zuozhuan*, KAIZUKA argued that the origins of the Five Peerage Rank System may be traced back to the Three Peerage Rank Systems adopted by Qi and Lu states toward the end of the Spring and Autumn Period. While I value this point raised by KAIZUKA, few Sinologists have paid attention to his argument because these scholars have believed in the traditional view that emphasized the continuity of peerage rank systems since the Western Zhou Period.

Recent researches have made it clear, however, that the middle Warring States Period was an important epoch for the calendrical system of ancient China. We now know that each state during the Warring States Period adopted its own new calendar. Owing to the results of research into the calendrical system, we have learned that the *Chunqiu*, *Zuozhuan*, and *Gongyangzhuan* were compiled in the middle Warring States Period. As in the case of the calendrical system, the author argues that not only Qi and Lu, as discussed by KAIZUKA, but other states in the Warring States Period adopted their own peerage rank systems. An important contribution by KAIZUKA was the implication that court titles that had existed before were adopted to the new peerage rank system in order to systematize the court order. The transformation of the court titles into the peerage rank system coincides the epoch in calendrical system in the middle Warring States Period in a sense that each state adopted its own new system. This was probably a result of each state's effort to create a system that was similar to the "Western Zhou tradition." KAIZUKA successfully showed examples of the evolution of peerage rank systems in the Warring States Period, referring to the cases of Qi and Lu. It is now necessary to investigate into the cases of other states in order to gain further understanding about the Five Peerage Rank System.

Keywords: Ancient China; Peerage rank system; Warring States Period; Calendrical system; Political order.